

# ハローワーク特区の概要

埼玉県・佐賀県

# ハローワーク特区

埼玉県・佐賀県  
からの提案

- 厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。
- 厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。

〇〇県知事

協定(ハローワーク特区協定)

厚生労働大臣

(協定の主な内容)

- 県知事は労働局長に対し、ハローワーク〇〇の業務に関し必要な指示をすることができる。
- 指示は、法令・予算に反するなど合理的な理由がない限り、事業の実施に当たり反映。
- 県知事は、労働局長が指示に合理的な理由なく従わない場合には、厚生労働大臣に対し、労働局長が県知事の指示に従うように要請することができる。

〇〇県知事

指揮監督

雇用労働対策  
職業能力開発  
障害者就職支援  
生活保護 など

協定に基づく指示

(指示により今後実現する内容)

- 国と県の職員の人事交流等
- 求人情報提供端末の配置
- 若年者就職支援の強化
- 障害者就労支援の強化
- 福祉事務所での就職支援の強化
- 効果的な職業訓練の実施
- 企業向けサービスの向上 など

今後要調整

〇〇労働局長

指揮監督

ハローワーク〇〇

職業紹介  
職業訓練受講指示  
雇用保険  
事業主指導 など

連携・協力

(業務を円滑に遂行するための事務レベルの会議を設置)